

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 石川労働局総務部長 秋葉 大輔（以下「甲」という。）、
分任契約担当官 自衛隊石川地方協力本部長 ○○ ○○（以下「乙」という。）、
支出負担行為担当官 北陸農政局長 ○○ ○○（以下「丙」という。）、分任支出
負担行為担当官 北陸地方整備局 能登復興事務所長 ○○ ○○（以下「丁」とい
う。）と、○○○○ ○○○○ ○○○○（以下「戊」という。）とは、次の条項に
より「令和6年度 七尾地方合同庁舎外9施設 建築物定期調査及び建築設備定期点
検業務委託」に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲、乙、丙、丁（以下「甲等」という。）及び戊は、信義に従って誠実に
本契約の各条項を履行しなければならない。

（本契約の目的）

第2条 本契約は、「仕様書」に基づき行う、七尾地方合同庁舎外9施設 建築物定
期調査及び建築設備定期点検業務（以下「本業務」という。）に関する事項を定
めるものである。

2 戊は、本契約の条項に従い、本業務を行い、甲等は、戊にその対価を支払うも
のとする。

（履行場所）

第3条 業務の履行場所は、「仕様書」に記載する場所とする。

2 甲等は、必要に応じて、前項の作業場所を視閲することができるものとする。

3 前2項の作業場所の要件及び戊が当該作業場所を使用するに当たって遵守すべ
き事項については、甲等及び戊が協議の上、決定するものとする。

（契約期間）

第4条 契約期間は、契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。

（契約金額）

第5条 契約金額は○, ○○○, ○○○円（内消費税額及び地方消費税額○○○,
○○○円）とする。

2 本契約に係る消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第2
9条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した
額である。

(契約保証金)

第6条 甲等は、本契約に係る戊が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第7条 戊は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲等の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲等の対価の支払による弁済の効力は、甲等が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

(再委託)

第8条 戊は、業務の全部を第三者（戊の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

- 2 戊は、再委託する場合には、様式1により甲等に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- 3 戊は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲等に対しすべての責任を負うものとする。
- 4 戊は、業務の一部を再委託するときは、戊がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第9条 戊は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第8条第2項のただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲等に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第10条 戊は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲等に提出しなければならない。

- 2 戊は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲等に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれか

に該当する場合については、届出を要しない。

- (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
 - (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - (3) 契約金額の変更のみの場合。
- 3 前項の場合において、甲等は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、戊に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（応札条件の維持）

第11条 戊は、本契約が終了するまで、仕様書に定める応札者の条件を維持しなければならない。

（秘密の保持）

第12条 戊は、甲等の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲等の秘密情報（書面等をもって甲等が戊に提供した情報及び甲等の施設内又はそれに準じる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）の機密性を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

- 2 戊は、本業務及び前項において秘密保持義務を負っている甲等の秘密情報が化体されたソフトウェア、図面、書類、データ等を、本契約履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、又は使用させてはならない。
- 3 戊は、自らの従事者その他の者に対して、本条の義務を遵守させるために必要な措置を執らなければならない。
- 4 戊が本条の義務に違反した場合には、甲等は戊に対して、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として請求することができる。この場合、戊は、甲等が実際に被った損害について、第35条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。
- 5 個人情報に関する取扱いについては、前各項に掲げるほか別紙2の取扱いを遵守しなければならない。
- 6 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

（費用負担）

第13条 本業務の遂行に要する一切の費用は、戊の負担とする。ただし、本契約書及び仕様書に別途定める場合はこの限りではない。

（服务等）

第14条 戊は、業務を行うに当たっては、甲等の指示に従い、常に善良な管理者の注意をもって行わなければならない。

- 2 戊は、戊の従事者の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負うものとする。
- 3 甲等は、戊の従事者が不相当と認めたときは、戊に対して従事者の交替を求めることができる。
- 4 戊は業務を行うに当たっては、必要に応じ現場責任者を定め、甲等に通知するものとする。

(監督等)

第15条 甲等は、本契約の履行に関し、甲等の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に、戊の本業務の遂行を監督させ、又は、必要な指示をさせることができる。

- 2 戊は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。
- 3 甲等は、第8条第2項の規定により承認した場合には、戊に対し、本契約上の義務の履行に関してされた戊と第三者との間の契約内容の開示を要求することができるものとする。

(事情変更)

第16条 甲等及び戊は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。

- 2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲等及び戊が協議して書面により定めるものとする。

(期間の延長)

第17条 戊は、天災地変その他正当な理由により契約に定める期限までに業務を終了することができない場合は、正当な理由を明らかにして甲等に期間の延長を求めることができる。

- 2 甲等は、戊の理由をやむを得ないものと認めたときは、甲等が相当と認める日数の期間を延長することができる。
- 3 戊の責に帰すべき事由による延期の申し出があった場合、戊は、違約金として甲等に対し、遅延日数に応じ、契約金額に対して「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」の定める率を乗じて計算した遅延損害金を納付するものとする。
- 4 前項の場合、戊は、甲等が実際に被った損害について、第35条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

(検査)

- 第18条 戊は、各月の業務を終了したときには、速やかに甲等に報告し、甲等の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
- 2 甲等は、戊から前項の規定による報告を受けた日から10日以内に、検査職員をして検査を行わなければならない。
 - 3 甲等の要求があった場合には、戊は、甲等の実施する検査に立ち会うため、戊の要員を派遣しなければならない。
 - 4 戊は、第1項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。
 - 5 検査に合格しなかった場合、戊は、検査職員の指示に従い、遅滞なく必要な修正等を行った上、再度検査を受けなければならない。
 - 6 第3項及び第5項に係る一切の費用は、戊の負担とする。

（契約金額の請求及び支払）

- 第19条 戊は、適法な支払請求書をもって、契約金額の支払を甲等に請求するものとする。なお、別紙3「令和6年度 七尾地方合同庁舎外9施設 建築物定期調査及び建築設備定期点検業務委託金額分担内訳表」により支払うものとする。
- 2 甲等は、戊から適法な支払請求書を受領したときは、受領した日から30日以内に請求金額を戊の金融機関の口座へ振込みにより支払わなければならない。
 - 3 前項の期限内に支出官の支払がないときは、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」の定めるところによる。

（支払遅延利息）

- 第20条 甲等は、自己の責に帰す事由により前条の期間内に対価を支払わないときは、遅延日数に応じ、支払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（円未満端数切捨）を遅延利息として戊に支払うものとする。

（業務完了後における説明等）

- 第21条 戊は、本業務の完了後においても、甲等から本業務の内容について説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

（業務が契約の内容に適合しない場合の措置）

- 第22条 甲等は第18条第2項に規定する検査の完了後において、当該業務が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知ったときから1年以内に（数量又は権利の不適合については時間制限なく）その旨を戊に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、戊はこれに応じなければならない。なお、甲等は、戊に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

- (1) 甲等の選択に従い、甲等の指定した期限内に、戊の費用負担により、他の良品と引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。
- (2) 直ちに代金の減額を行うこと。
- 2 甲等は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、戊に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
- 3 戊が契約不適合について知り、若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(契約の解除)

第23条 甲等は、自己の都合により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲等は、次の各号に該当するときは、本契約を解除することができる。この場合に戊は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金としてこの指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第2号から第4号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

- (1) 戊の都合により、戊が甲等に対して本契約の解除を請求し、甲等がそれを承認したとき。
- (2) 戊の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 甲等が行う検査に際し、戊又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。
- (4) 第12条に規定する秘密の保持に違反したとき。

(本契約の任意解約等)

第24条 甲等は、必要に応じて本契約の内容を変更し、又は本契約を一時中止し、若しくは打ち切ることができるものとする。

- 2 甲等が前項により本契約の内容変更又は一時中止若しくは打ち切りをした場合には、甲等は、戊の要求により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する費用を補償するものとする。

- (1) 本契約の内容変更の場合 合理的な追加費用
- (2) 本契約の一時中止又は打ち切りの場合 当該時点までに戊に発生した合理的な費用
- 3 前項の場合において、戊は、甲等に対して前項の費用以外に損害賠償その他名目のいかなを問わず金銭を要求することができないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第25条 甲等は、本契約に関し、戊が次の各号の一に該当するときは、契約の全

部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、戊又は戊の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第2項又は第4項及び第22条の2から第22条の6の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 戊又は戊の代理人（戊又は戊の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 戊は、本契約に関して、戊又は戊の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲等に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第26条 戊は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲等が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲等の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を甲等が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、戊又は戊の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、戊又は戊の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、戊又は戊の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 戊又は戊の代理人が刑法第96条の6若しくは第8条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

(5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 戊は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲等に生じた損害の額が違約金の額を超過する場合において甲等がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第27条 戊が前条に規定する違約金を甲等の指定する期日までに支払わないときは、戊は、当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲等に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第28条 甲等は、戊が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員を社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第29条 甲等は、戊が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- (4) 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

(表明確約)

第30条 戊は、前2条各号のいずれにも該当しないこと表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 戊は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び

再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第31条 戊は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲等は、戊が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な利用がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第32条 甲等は、第22条第2項、第22条第2項、第28条、第29条及び第31条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより戊に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 戊は、第22条第2項、第22条第2項、第28条、第29条及び第31条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲等に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第33条 戊は、自ら又は下請負人等が暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲等に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（調査）

第34条 甲等は必要と認める場合には、期限を示して、戊にその業務若しくは資産の状況に関し報告若しくは帳簿書類その他資料の提出を求め、又は甲等の指定する者（甲等と契約関係にある公認会計士等を含む。）を戊の営業所、工場その他の関係場所に派遣して必要な調査をさせることができるものとする。

2 戊は、前項の規定による報告及び資料の提出並びに調査に協力しなければならない。

3 第1項の規定による報告若しくは資料の提出又は調査に関して、戊が報告若しくは資料の提出をせず、若しくは戊が虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は戊が調査に協力しない場合には、甲等は、戊に対して、契約金額の100分の10

に相当する金額を違約金として請求することができるものとする。

- 4 前項の場合において、戊は、甲等が実際に被った損害について、第35条に規定する損害賠償を免れないものとする。

(損害賠償)

第35条 戊は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲等に損害を与えたときは、甲等に対し、その損害を賠償するものとする。

- 2 戊は、この契約の履行に着手後、契約解除により損害を生じたときは、甲等の意思表示があった日から10日以内に、甲等にその損害の賠償を請求することができる。

- 3 甲等は、前項の請求を受けたときは、甲等が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第36条 この契約の履行に当たり、甲等と戊との間に紛争又は疑義が生じたときは、必要に応じ甲等と戊で協議の上、解決するものとする。

- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(法律、規格等の遵守)

第37条 戊は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第38条 戊は、戊又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲等に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第39条 甲等は、戊が次の各号の一に該当する事由が発生したときは、催告その他の手続を要せず、戊に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 戊又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 戊が本契約締結以前に甲等に提出した厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 戊が、戊又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第40条 前条の規定により甲等が契約を解除した場合、戊は、違約金として、甲等の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を甲等が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 戊は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲等に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲等がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(存続条項)

第41条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第12条、第21条、第22条第2項、第23条第2項、第26条、第30条、第32条、第35条、第36条及び本条はなお有効に存続するものとする。

本契約の締結の証として、本書2通を作成し、甲等及び戊が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年〇〇月〇〇日

甲 石川県金沢市西念3丁目4番1号
支出負担行為担当官
石川労働局総務部長 秋葉 大輔

乙 石川県金沢市新神田4丁目3番10号
分任契約担当官
自衛隊石川地方協力本部長 ○○ ○○

丙 石川県金沢市広坂2丁目2番60号
支出負担行為担当官
北陸農政局長 ○○ ○○

丁 石川県七尾市小島町西部2番
分任支出負担行為担当官
北陸地方整備局 能登復興事務所長 ○○ ○○

戊 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○

○○○○○○

○○ ○○

様式1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

石川労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
石川労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式3

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
石川労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第10条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

別紙 1

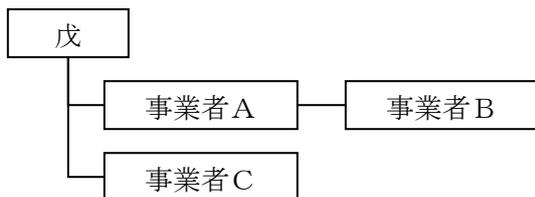
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（戊が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	石川県〇〇市・・・	円	
B			
C			



別紙 2

個人情報に関する取扱い（第 1 2 条第 5 項）

（定義）

第 1 条 本契約における個人情報とは、甲等から戊に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）として甲等が指定する情報をいう。

（秘密保持）

第 2 条 戊は、甲等の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によっても個人情報を第三者に開示又は提供等してはならないものとする。

- 2 甲等は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲の指定する書類の提出を戊に求めることができるものとする。
- 3 戊は、甲等の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改ざん及び漏えいなどの事故等（以下「事故等」という。）故意、過失を問わない。）を発生させ、甲等又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、戊はその損害を賠償しなければならない。

（個人情報の使用）

第 3 条 戊は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

（複製等）

第 4 条 戊は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であって、かつ、甲等の事前の書面による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

- 2 戊は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取扱うものとする。

（管理）

第 5 条 戊は、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 戊は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要がある従業員その他、業務遂行に従事する者（以下「従業員等」という。）以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、戊の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

（個人情報の取得）

第6条 戊は、本件業務の遂行上、甲等から指示がある場合を除き戊自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、戊が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲等に通知の上、甲等の指示に従うものとする。なお、甲等が戊の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

（問合せ等）

第7条 戊は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲等に連絡の上、甲等の指示に従わなければならない。

（個人情報の返還）

第8条 戊は、甲等の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、甲等の指示に従い戊の責任と負担において個人情報を甲等に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲等の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲等に報告するものとする。

（事故発生時の対応等）

第9条 戊は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはそのおそれがあることを知った場合、直ちに甲等に連絡し、甲等の指示の下に、戊の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲等又は情報主体本人に損害を与えた場合には、戊はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、個人情報の情報主体との関係などから戊自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、戊の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲等に報告し了解を得るものとする。なお、戊自らの対応策についても甲等が指示する場合は、甲等の指示に従うものとする。

3 前2項における連絡及び対応策の実施は戊の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

（再委託の取扱い）

第10条 戊は、甲等の書面による承諾がなく、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 甲等は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて戊に対し、第三者との契約書の写し、その他甲等の指定する書類の提出を求めることができるものとする。
- 3 戊は、甲等の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本別紙と同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても甲等又は情報主体本人に損害を与えた場合には、戊はその損害を賠償するものとする。

(監査)

- 第11条 甲等は、必要があると認めた場合において戊の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本別紙上の義務の遵守状況を確認できるものとする。なお、立ち入りの方法等については甲等と戊で協議するものとする。
- 2 甲等は、前項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。
 - 3 第1項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲等が判断した場合、あるいは第2項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲等は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるものとする。また、甲等に損害が生じた場合には、戊は、その損害を賠償しなければならない。